

第7節 宗 教

第1 在留資格の審査

1 宗教の在留資格について

「宗教」の在留資格は、信教の自由を保障し、外国の宗教団体から派遣される宗教家を受け入れるために設けられたものである。

2 該当範囲

入管法別表第1の1の表の「宗教」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動

(1) 宗教の該当範囲

具体的には、外国の宗教団体に所属し、当該団体から本邦において布教等を行うことを目的として派遣された神官、僧侶、司祭、司教、宣教師、伝道師、牧師、神父等としての活動が該当する。

なお、外国の宗教団体に所属していない宗教家であっても、当該宗教家が信奉する宗教団体から報酬を受けて派遣される場合も「宗教」の在留資格に該当する。

(2) 用語の意義

「外国の宗教団体」とは、必ずしも特定の宗派の本部であることを要しない。本邦に本部のある宗教団体に招へいされる場合であっても、申請人が国外の宗教団体（在本邦の宗教団体と直接の関係があるか否かは問わない。）に現に所属しており、かつ、当該団体からの派遣状又は推薦状を受けている者であれば、外国の宗教団体から派遣された者として扱って差し支えない。

(3) 留意事項

ア 所属する宗教団体の運営する施設の職員を兼ねる場合は、当該施設が教育、社会福祉、祭事に使用する物品の販売等の、宗教活動に密接に関連し、かつ、通常宗教団体が行う事業を目的とする場合に限り、宗教上の活動と認めて差し支えない。ただし、外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家がミッション系幼稚園を運営するような場合には、「経営・管理」の在留資格を検討する。

イ 布教の傍ら、所属する宗教団体又は当該宗教団体の運営する施設以外で語学教育、医療、社会事業等の活動を行う場合であっても、これらの活動が所属宗教団体の指示に基

づいて宗教活動等の一環として行われるものであり、かつ、無報酬で行われた場合は、宗教上の活動と認めて差し支えない。ただし、報酬を受けて行う場合は、資格外活動の許可を要する。

ウ 自ら布教その他の宗教上の活動を行わない者の活動や単なる信者としての活動、専ら教会の雑役に従事するために派遣される者等の活動は、「宗教」の在留資格の活動に該当しない。

エ 専ら修業や宗教上の教義等の研修を行う活動は、「宗教上の活動」には該当しない。

オ 「宗教」の在留資格により入国するには、「本邦に派遣されて行う」活動であること
を要し、活動の財源がすべて本邦にあるような「外国の宗教団体」への参加は「宗教」
の在留資格の活動に該当しない。

カ 宗教活動であっても、他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使や、その内容が国内法令に違反し又は公共の福祉を害するものを行おうとして入国することは認められない（昭和38年5月15日最高裁大法廷判決）。

キ 在留資格「宗教」をもって本邦に在留する外国人が、派遣元である外国の宗教団体からの指示、又は派遣先である本邦に所在する宗教団体の指示に基づいて布教その他の宗教活動の一環として結婚式の司式を執り行うことについては、当該在留資格に認められている活動の範囲内である。

なお、上記指示がない場合については、資格外活動の許可を受ける必要があるところ、当該外国人は当該活動を行い、報酬を得ることについて事前に受入れ機関である本邦所在の宗教団体の承認を受けている必要がある。

（注）語学教師として「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を有している者など、
「宗教」以外の在留資格をもって本邦に在留する外国人から結婚式場等において
司式を執り行うことにより報酬を受けるとして資格外活動許可申請があった場合
については、当該外国人が司式を執り行うことが認められる宗教上の資格を有し
ていることを立証させる必要がある。

なお、当然のこととして、司式を執り行う場所等が特定されている必要がある。

ク 外国の宗教団体から派遣され、宗教活動を行う宗教家については、本邦内に拠点となる施設が設置されていることが必要である。この場合、ホテルの1室は当該施設とは認められない。

ケ 「宗教」の在留資格には報酬の要件は規定されていないが、宗教活動を行うことはもとより、本邦において社会生活をおくることが可能な報酬を得ることが必要である。報酬は、派遣元や本邦で活動する宗教団体から支給を受けるもののいずれであっても差

し支えない。

(参考) 宗教法人法 (昭和26年4月3日法律第126号)

(宗教団体の定義)

第2条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- 1 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 2 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

3 審査のポイント

(1) 在留資格の決定時

- ア 申請書の入国目的欄又は希望する在留資格欄が「宗教」であること、立証資料から申請書の派遣元団体欄記載の団体から派遣されること、勤務先欄の団体が宗教団体の施設であること及び活動内容欄の記載が宗教活動又は宗教活動と密接に関連するものであることを確認する。
- イ 申請書職歴及び職務上の地位並びに立証資料により活動内容が「宗教」の在留資格に該当するものであることを確認する。
- ウ 申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、その報酬が申請人が本邦で就労を予定する期間において、「宗教」の在留資格をもって活動するのに十分な額であることを確認する。

(2) 在留期間の更新時

- ア 申請書の勤務先及び活動内容欄並びに立証資料により、活動内容が引き続き「宗教」の在留資格に該当するものであることを確認する。
- イ 申請書の給与・報酬欄並びに住民税の課税 (又は非課税) 証明書及び納税証明書により、その報酬が申請人が本邦で就労を予定する期間において、「宗教」の在留資格をもって活動するのに十分な額であることを確認する。

4 立証資料

第31節別表のとおり。

5 在留期間

在留期間	運用
5年	次のいずれにも該当するもの ① 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出 (例: 住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項変更届出、

	<p>所属機関等に関する届出) 義務を履行しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。)</p> <p>② 学齢期(義務教育の期間をいう。)の子を有する親にあつては、子が小学校、中学校又は義務教育学校(いわゆるインターナショナルスクール等も含む。)に通学しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。)</p> <p>③ 「宗教」の在留資格で3年又は5年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き3年以上「宗教」の在留資格に該当する活動を行っているもの</p> <p>④ 活動予定期間が3年を超えるもの</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 5年の在留期間の決定の項の①、②及び③のいずれにも該当するもの</p> <p>b 就労予定期間が1年を超え3年以内であるもの</p> <p>② 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 5年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの</p> <p>b 就労予定期間が1年を超えるもの</p> <p>③ 5年、1年又は3月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	<p>次のいずれかに該当するもの(3月の項に該当するものを除く。)</p> <p>① 3年又は1年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの</p> <p>② 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を1年に1度確認する必要があるもの</p> <p>③ 就労予定期間が1年以下であるもの</p>
3月	<p>就労予定期間が3月以下であるもの</p>

- ※1 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。
- 2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可

とする場合の在留期間を検討することとなる。

- 3 [Redacted]
- (1) [Redacted]
 - ア [Redacted]
 - イ [Redacted]
- (2) [Redacted]

4 中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り3月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「3月」ではなく「1年」を決定する。